

町有地を売却します

須恵町では、次の要領で町有地を売却します。

▶分譲宅地概要 分譲区画 住宅用宅地 3区画

区画番号	所在	番地	地目	面積(m ²)	処分予定額(円)
①	須恵町大字上須恵字天神ノ木	856-1	宅地	248.57	12,056,000
②	須恵町大字上須恵字天神ノ木	856-5	宅地	248.58	12,056,000
③	須恵町大字上須恵字天神ノ木	856-6	宅地	248.58	12,056,000

- 施設**
- ・上水道 町営上水道引込済
 - ・電気 既存九州電力電柱からの引込
 - ・ガス 個別プロパンガス
 - ・下水道 公共下水道施設なし(合併浄化槽設置の義務付けがあります。)
- 土地利用規制**
- ・都市計画区域内 未線引都市計画区域
 - ・用途地域 第二種低層住居専用地域
 - ・制限の概要 建ぺい率40%、容積率60%
 - ・壁面後退1・0m 最低敷地面積200m² 高さ制限10m (詳しくは役場企画課へおたずねください。)
 - ・前面道路 町道 須恵ノ井尻線、大島原ノ高宮線

- 対象公共施設**
- ・保育所 町立第一、第二、かやの保育所および私立めぐみ保育園のうち、面接により決定します。
 - ・幼稚園 町立東、西、南幼稚園のうち、面接により決定します。
 - ・小学校 町立須恵第一小学校
 - ・中学校 町立須恵中学校
 - ・行政区 上須恵区(高宮組合)
- 申込み資格**
- 自己の住宅を建築するために、土地を必要とする個人を対象とします。
- 申込方法**
- 所定の申込用紙に必要事項を記載し、区画番号を指定して申し込みください。
- 申込者は、一世帯に一人一区画とします。

- 申込みに必要な書類**
- ・宅地購入申込書 1通
 - ・住民票(世帯全部) 1通(続柄記載のものが必要です。)
 - ・平成16年分所得を証明できる書類 1通(所得証明書又は給与支払報告書)
- 申込受付**
- 申込書配布 6月10日(金)～7月4日(月)(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)
- 受付期間 6月20日(月)～7月6日(水)(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)
- 受付時間 9時～17時
- 受付場所 役場財政課
- 購入予定者の選定方法**
- 同一区画に希望者が複数の場合、抽選で決定します。
- 希望者が一人のときは、選考によります。

- 抽選会**
- 抽選会は、本人又は代理人(ご家族)の方がお越しください。抽選会の日時に、遅刻又は欠席などにより参加されない場合は失格とします。
- 日時 7月10日(日) 10時
- 場所 須恵町役場保健センター2階会議室
- 土地代金の納入期限**
- 申込金として、土地代金の一部50万円を、契約締結の日までに納入していただきます。
- 土地代残金は、契約締結日から約2か月の間に協議の上、納入していただきます。
- 宅地の引渡しおよび登記**
- 宅地の引渡しは、土地代金を完納された日以後に、町が指定する日に行います。
- 所有権移転登記は、土地引渡し後、速やかに町が行います。ただし、登記に伴う諸費用は購入者の負担です。
- 禁止事項**
- 宅地の引渡し後、次のいずれかに該当するときは、何ら催告をしないで契約を解除し、売買した額にて宅地を買い戻すことがあります。
- 資格を偽るなど不正な行為により売買契約を締結したとき、売買契約の関係事項に違反したとき。



拡大図



売却地

- 諸費用について**
- ・土地代金のほかに、次の費用が必要です。
 - ・売買契約書印紙代 1万5000円
 - ・所有権移転登記に係る登録免許税 約9万円
 - ・住宅を建築するときに給水申込加入金 13万6500円(13mmの場合)
 - ・不動産取得税

地元農区への負担について
地元上須恵農区に対して次の費用が必要です。

水利協力金 3万円

問合せ先
役場財政課
☎9322・1151